

地方自治法第242条に基づく世田谷区職員措置請求に係る監査結果の勧告に対する措置結果

令和6年5月8日付で受理した世田谷区職員措置請求（世田谷区立男女共同参画センター運営委託の支出に関する件）に関して、世田谷区長に対して、

- （1）区は、本件講師に直接事情聴取するなど相当な方法により本件講座全体を確認・検証し、本件講座が本委託契約の債務の本旨に従って適切に履行されたかを改めて検討すること。その上で、社会福祉法人共生会SHOWAへの本件講座を含む令和5年9月分の支出が適正であったか検証し、必要な措置を講ずること
 - （2）同様の事態が生じることのないよう、再発防止策を講ずること
- を、地方自治法第242条第5項の規定に基づき勧告したところ、同条第9項の規定に基づき下記のとおり世田谷区長より通知があった。

記

- （1）令和6年8月16日、生活文化政策部長、人権・男女共同参画課長、担当係長が本件講座の講師に面会し、本件講座全体についてその内容等を確認・検証した。本件講座は、精神的DV被害者として配偶者に従わざるを得ないような環境（夫婦関係）におかれ、現状を諦め受け入れている女性も少なくない中で、受講生が自ら気づき、心身の回復や状況の改善をするための知識や術を得ることで希望を見出し、本人が望む一步を踏み出すきっかけになるよう実施したものである。当日は受講生に配付したレジュメに沿い、離婚に際しての提出書類を具体的に用いながら、導入から質問に対する回答まで丁寧に解説されており、「離婚をめぐる法律講座」として実際に参加した精神的に苦しんでいる受講生にとって有意義な内容であったと確認できた。したがって、本件講座には一部不適切な部分が確認されたものの、講座全体において、本委託契約の債務の本旨に沿って履行されていると判断することができ、本件講座以外の債務についても仕様書に基づき適切に履行されていることから、令和5年9月分の支出は適切であり、特段の措置は行わない。
- （2）今回、ご指摘の事態が生じることがないよう、次のとおり措置を講ずる。
 - ①今後、各種講座の講師との事前打ち合わせにおいて、講師に目的や趣旨を十分理解してもらうとともに、同様の事態が生じないよう、本件講座を例にとり綿密な打ち合わせを行う。
 - ②講座の履行内容について終了後も確認や事後検証ができるよう、講師の了解を得て講義について録音する。また、講義に使用したテキストや資料等についても適切に記録保管を行う。